

2020(令和2)年度 定期監査(本庁・支所等)結果に基づく措置状況等の報告(個別事項)

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
2. 監査対象年度 2020(令和2)年度
3. 監査結果報告 2021(令和3)年2月4日

所属等	定期監査結果(指摘事項)	措置状況等
文化交流課	芭蕉祭等委託事業について、その内容を精査され、委託料の削減に努められたい。	<p>【措置済】 措置日：令和3年3月10日</p> <p>令和3年度当初予算において、精査の結果、前年度より委託料を減額し計上した。削減努力内容については、引き続き芭蕉翁顕彰会と検討を進めたい。</p>